

# 平成29年度 青少年問題調査研究会 第2回議事録

日 時：平成29年10月30日（月）14:00～16:00

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年企画担当

## 開 会

○司会 皆さん、こんにちは。定刻の2時になりましたので、ただいまから平成29年度の第2回「青少年問題調査研究会」を始めさせていただきます。本日は皆様、御多用のところ、この会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の進行を務めます調査官の大熊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今回の研究会ですけれども、「社会全体で取り組む再犯防止～『再犯の防止等の推進に関する法律』の概要と今後の展望～」というテーマで進めさせていただきます。

平成26年に犯罪対策閣僚会議で決定された宣言で「犯罪に戻らない・戻さない」というのがございます。犯罪や非行をした者を社会から排除し孤立させるのではなくて、再び社会に受け入れること、そういったことが自然にできる社会にするということを目指して、出所者の仕事と居場所の確保のために政府が一丸となって取り組み、国民の皆様の理解、協力が必要であるといったことが宣言されております。

これまで刑務所の出所や少年院を出院した人たちの再犯・再非行防止というのは、刑務所や少年院における矯正処遇や矯正教育、保護観察など、直接的には国の機関で対応してきたということですが、昨年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されて、就労、住居の確保、保健医療や福祉サービスの利用促進につなげる民間のボランティアの方々の活動促進や、広報啓発の推進について、国だけではなくて地方公共団体に対しても地方の実情に合わせて施策を行うべきであるという努力の義務規定が設けられました。

ところで、刑務所出所者と少年院出院者の再犯・再非行防止につきましては、それぞれ特有のことがあるように感じておりまして、例えば少年院の出院者につきましては、出院後の住居の確保について、進学するのか、仕事につくのかといった進路をどうやって確定するのかについて、不良行為を再開してしまうと大変再犯のリスクが高まるので、そういった環境整備について、あるいはその子たちのサポートの継続性の確保について、といったことがあります。将来がある若者の支援には、環境の調整を含めたきめ細かい対応が求められていると考えています。

今回は、こうした問題意識に基づきまして、再犯の防止等の推進に関する法律の主な内容や再犯防止に関する今後の国と地方公共団体との連携に関する展望について、法務省の大臣官房秘書課政策評価企画室から御説明いただき、また、少年院を出院した彼ら、彼女らが必要としている再非行防止活動の実態、課題について、実際にそういう活動をなされている認定非営利活動法人育て上げネットからお話をお聞きしまして、地方公共団体を含めたこれからの再犯防止の課題やあり方について考察していきたいということでございます。

それでは、まず講師を御紹介させていただきます。

法務省大臣官房秘書課政策評価企画室係長の渡里円香さんです。

○渡里氏 よろしくお願ひします。

○司会 渡里さんからは、再犯防止推進法の内容であったり、犯罪者や非行少年の再犯防止に重要な事項、特に国と地方公共団体の連携の推進についてお話をいただきたいと思ひます。

次に、認定特定非営利活動保人育て上げネット理事長の工藤啓さんです。

○工藤氏 よろしくお願ひします。

○司会 育て上げネットでは、最近、関東地方のいくつかの少年院の教育活動に力を入れておられますし、少年院出院者に対して出院後のサポート活動も展開されているということで、本日は少年院出院後の再犯防止の視点と課題についてお話をいただきます。

本日の流れですが、最初に法務省の渡里さんから30分程度お話しいただき、その後、工藤さんから40分ほどお話しいただいて、10分の休憩を挟みまして、残りの時間、40分ほどとっております。4時の定刻の時間まで、お集まりの皆さんと意見交換したいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、渡里さんからお話をいただきます。どうぞよろしくお願ひします。

「再犯の防止等の推進に関する法律」の概要と今後の展望  
法務省大臣官房秘書課政策評価企画室係長 渡里 円香 氏

○渡里氏 それでは、どうぞよろしくお願いいいたします。座って御説明をさせていただきたいと思います。

再犯防止ということで、今、説明がありましたように、法務省だけではなくて省庁横断的に政府一丸となってやっていきたいと思いますということで、今、取り組んでいるところなのですが、法務省は刑務所や少年院、保護観察所などを所管しており、再犯防止を中心的に担っているということで本日このような機会をいただきました。よろしくお願いいいたします。

この研究会については青少年問題ということなのですが、私のほうからは高齢者のところも含めて再犯防止全般のお話になりますことをあらかじめ御理解いただければと思います。

まず、再犯の現状と再犯防止対策の必要性について御説明します。再犯といったときに、まず気になる点は、刑務所を出た後にどのくらいの人に戻ってくるのか、再犯率はどのくらいなのかということかと思うのですが、こちらの棒グラフが政府の指標として用いている出所受刑者の2年以内再入率です。

平成27年の出所者は、全部で2万3,523人いました。そのうち再入者の数が4,225人となっていますが、こちらは出所年の27年にもう一度刑務所に入った人の数と翌年の28年に刑務所に再び入った人を足した2年分ということになります。平成27年の2年以内再入率は18%ということになっています。2年以内再入率の推移はこちらの折れ線のグラフで示したとおりです。若干の上下はございますが、全体としては減少傾向にあるということがわかりいただけるかなと思います。

罪名別で見ますとばらつきがございまして、全体の平均が18%なのですが、グラフの一番上の窃盗と、二番目の覚せい剤取締法違反が平均よりも再入率が高くなっています。また、覚せい剤取締法違反については推移を見ても下がっていないといった状況がわかるかと思います。

次に年齢層別で見ますと、65歳以上の高齢者層が一番再入率が高いという状況になっています。

以上が成人の出所者についてでしたけれども、こちらが少年院出院者の2年以内再入院率です。こちら平成27年を見ていただくと、27年の出院者が全部で2,879人、そのうち27年と28年の間に再び少年院に入った人が316人、再入院率は11%ということになっています。こちらの折れ線グラフを見ていただくと横ばいかなというところですよ。

再入率から離れまして、刑法犯の検挙人員の推移です。棒グラフ全体が検挙人員の推移です。平成16年は39万人ぐらいが検挙されていましたが、平成27年は戦後最少になっておりまして、24万人程度です。ただ、見ていただくと、上のほうの青いグラフで示しました

初犯者は大幅に減っているのですけれども、下のほう、ピンク色でお示ししている再犯者の数というのは余り減っていないというのがおわかりいただけるかと思います。その結果、検挙人員自体は大分減少しているのですが、その中に占める再犯者の割合、再犯者率というのが一貫して上昇傾向にございまして、グラフにオレンジ色で示しておりますけれども、平成27年の再犯者率は48%、検挙人員の約半数が再犯者という状況にございます。

こちらの円グラフ、少しデータは古いのですけれども、約3割の再犯者によって約6割の犯罪が行われているということで、一部の再犯者が何度も繰り返し事件を起こしているという状況にございます。

ということで、再犯防止の必要性というところなのですが、再入率については全体としては下がっているけれども、窃盗や覚せい剤、高齢者層については高い状況にあるということや、覚せい剤については横ばいで減っていないといった課題があるということです。また、検挙人員の推移を見ても、初犯者ほど再犯者は減っていないというような状況にございますので、政府としては、特に再犯の防止ということに重点を置いて対策を講じているところです。

続いて、再犯を防止するために一体何が必要なのかというお話をさせていただきたいと思います。

まず、本人が反省をしてもう一度やり直したいのだというように、本人に変わってもらふ必要というのは当然あるかと思います。気持ちだけではなくて、実際に知識・技能、力をつけて社会に戻ってもらうということで、刑務所、少年院、保護観察などで必要な指導、支援をしているところであります。

ただ、本人がやる気になって変わればそれで再犯は防げるかというところ、なかなかそうはいかないところでして、社会復帰後の生活の土台づくりということで、やはり住む場所がないですとか仕事がないという状況であれば、生活の土台はありませんので再犯に至ってしまうリスクが高まってしまいます。また、特に年少の場合は、仕事ではなく学校に通うということもあり、仕事、住居の確保、修学といったところが課題となってくると思っております。

この点、少しデータで補足しますと、住居の関係で左側の円グラフですが、帰る場所がないまま出所した受刑者が平成28年は4,700人程度いました。また、右側の円グラフ、出所時に適当な帰住先がなかった再入者の約6割は1年未満の再犯となっています。つまり、住居がないまま出所した人で再犯になった人は、再犯までの期間が短くなっているということです。

こちらは仕事と再犯の関係ですが、左側の円グラフが示しているのが、刑務所の再入者のうち約7割が再犯時無職であるということです。また、右側については、仕事のない人の再犯率は仕事のある人の約3倍である、というデータを示しています。やはり再犯の防止ということを考えるとき、仕事を確保するというのが大変重要であるということです。

再犯を防ぐために必要なことに戻りますが、3点目に、必要な保健医療・福祉サービス

の利用ということで、皆さん、犯罪をする人、非行する人に対してどのような人物像を思い描かれるか、さまざまあろうかと思うのですけれども、とても凶悪な人というイメージがあるかもしれませんが、こうした福祉が必要な方、保健医療が必要な方というのが結構いらっしやいます。

出所した後、出院した後に適切に福祉に結びつける、生活保護が必要な場合ですとか手帳が必要な場合、いろいろございますので、そうしたつなぎの部分をしっかりやらないと生活が立ち行かなくなってしまうと再犯のリスクが高まるということがあります。また、薬物依存のある人については、やはり出た後についても回復に向けての治療やサポートというのは欠かせないので医療にしっかりつなぐとか、ちゃんと支援を受けられるようにするとか、そういったことが大切になってきます。

最後、4点目ですけれども、支援者・理解者の存在と書きましたけれども、早期の段階での支援。非行少年の場合でありましたら、本格的な犯罪者になる前に早期の段階で必要な支援をすること。あるいは高齢者、障害を持っている人であれば、比較的軽微な状態で、刑務所までに行かない状態で、この人には福祉のサービスが必要だということで福祉につないで地域社会で安定的に暮らしてもらうとか、そういったことが必要だと思います。

また、出所した後は、前科があるということで仕事が見つからないなど、さまざまな課題がございますので、相談に乗ってくれる人の存在、立ち直りを応援してくれる人の存在というのが大きいのではないかなと考えているところです。

高齢犯罪者・障害のある人についてデータで少し補足をしますと、上の2つの折れ線グラフは検挙人員の推移になっています。左側を見ていただくと、65歳以上の人の検挙人員がだんだんふえてきている状態にある。右側のグラフは精神障害等がある方の検挙人員ですが、こちらも増加傾向にある。

下の横棒グラフを見ていただくと、こちらは高齢者の検挙される方のうち、窃盗がとても多いというグラフになっています。一番上のグラフが全ての年齢層を合計した内訳になっていますが、2番目のグラフが高齢者のグラフです。オレンジ色のところが万引きで、黄色のところが万引き以外の窃盗です。高齢者を見ると7割以上が窃盗で検挙されているといった状況です。一番下の女性高齢者のグラフを見ていただくと、こちらはもっと顕著で9割以上が窃盗。軽微な窃盗を繰り返して何度も何度も刑務所に入り、悪循環になってしまった人たちが少なからず存在するということだと思います。

次、薬物の状況なのですけれども、左上の折れ線グラフが検挙人員の推移です。あまり減っておらず、毎年1万人を超える人数が検挙されているという状況です。左下のグラフは女性の受刑者の中で薬物事犯の方が多いということです。

右側の図をごらんいただきたいのですけれども、薬物の指導・治療ということで、刑務所の中、少年院の中でもいろいろと離脱に向けた指導をしております。また、保護観察中にも専用のプログラムというものを受講してもらったりしていますが、図を見ていただくとわかるように、やはり地域で医療的な支援を受けるとか、そういった方の人数はかなり

少ないということで、だんだん先細っていつている。地域の中で受け皿となるような医療機関であったり自助グループであったり、そういったところを開拓していく、人材育成をしていくことが必要かなと考えております。

こういう中で、政府として今まで何をやってきたかということなのですが、メインとなっているのは平成24年の再犯防止に向けた総合対策です。こちらに基づいて現在の施策を実施しているところです。後で詳しいことを説明しますが、初めて再入率に関して数値目標を掲げました。

平成26年には宣言「犯罪に戻らない・戻さない」というのを決定しています。こちらは再犯防止を進める上で仕事と居場所の確保が重要であるということで、こちらにも数値目標を設定しております。

平成28年には薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策が決定しております。こちらについては、薬物依存者や高齢障害者などが地域社会に戻った後もきちっと地域に必要な支援を受けられるようにする。刑務所や少年院での指導や保護観察だけではなくてその後も息の長い支援を受けられるようにしましょうといったものです。

一番最近の動きとして、昨年12月、再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進法というのが議員立法で成立をしております。

この数値目標の達成の状況なのですが、再犯防止に向けた総合対策で設定した目標は2年以内再入率というのを20%以上減らしましょうというものです。つまり、成人の場合は平成33年までに16%にしようというのが目標です。冒頭に御説明したとおり、今の平成27年の再入率は18%です。着実に成果は上げていますが、まだ道半ばといったところです。

こちらは「犯罪に戻らない・戻さない」において設定した目標の1つです。実際に刑務所出所者等を雇用する協力雇用主の数をふやしましょうということで、数値目標は平成32年までに新たに1,000社ふやしたいということでしたが、今の状況は302社ふえている状況です。こちらにも成果は上がっていますが、道半ばといったところです。

もう1つ、宣言においての目標ですが、住居の関係で、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減らすということ。こちらについては、結構目標に近づいてきているかなというところです。

法律が今、成立をしまして、概要をつけておりますが、全て御説明することが難しいので、法務省のホームページにこちらの概要のペーパーと法律そのものを載せておりますので、御関心のある方は見ていただければと思うのですが、重要なところで言いますと、左の4番のところ、国等の責務というところに、地方公共団体にも実情に応じて再犯防止の施策を実施する責務が課されたという部分です。

あと右側の7番のところなのですが、再犯防止推進計画ということで、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を政府がつくって閣議決定しましょうということで、現在、こちらの計画策定に向けて検討を進めているところでして、12月中にはでき上がる予

定になっております。

8番のところですが、地方においても政府がつくる推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画というものを定める努力義務が課されております。

11番のところにありますように、国の施策として具体的にこういうことをやっていきますよという基本的施策が法律に書かれている。こういった構成になっております。

こちらの法律、大きく2つ、重要な理念があるかなというところで、こちらにまとめています。1つ目が、刑事司法手続のあらゆる段階で指導・支援を実施しようということで、とても簡単に言いますと、刑事司法の流れというのは、警察で逮捕されて検察庁で起訴されて裁判所で判決を受けて刑務所、少年院に入る。あるいはそのまま保護観察を受ける。刑務所から出たり少年院を出院ということで保護観察。その後、フリーになるという流れなのですが、今までは、ここに出ている部分の刑務所や少年院の処遇を充実させましょうとか、保護観察を充実させましょうということが再犯防止のメインであったのですが、今後は追加で書かせていただいたところ、例えば検察庁の段階で起訴猶予となって社会に戻る人に、この入口の段階で適切に福祉の支援につなげましょうとか、あるいは満期釈放で出た人や保護観察が終了した人についても、地域社会の中で必要なサポートを引き続きやっていきたいと思いますとか、そういった形で息の長い支援をやっていこうというのが重要な理念の1つになっております。

もう1つの理念としては、国・地方・民間が密に連携して指導・支援を実施するということです。これまでは民間協力者の方の御協力をいただきながら、国が中心となって進めてきたところなのですが、地方の責務が明記されたということで、今後はこの三者が一体となってさらに連携を強化してやっていきたいと思いますというのが重要な理念になっております。

法律で策定が規定されております再犯防止推進計画の今の策定状況なのですが、2月に検討会を立ち上げまして、法務省だけではなくて、厚労省、文科省、国交省、警察庁、農水省、総務省といった、いろいろな省庁や、外部の有識者の方にも入っていただいて、検討会を月1回のペースで実施しております。10月の下旬に再犯防止推進計画の案を検討会として取りまとめており、現在はちょうどパブリックコメントを実施している途中です。10月10日から始まりまして、11月10日までの期間で実施をしております。パブコメが終わりましたら、それを踏まえた形で整えまして12月中には閣議決定ということを目指しております。計画ができましたら、来年以降、地方を回りまして説明会を実施する予定にしております。

具体的に計画の中身なのですが、まず、基本方針。計画を立てる上での基本方針というのを定めております。1番と2番は先ほど御説明した法律の理念にのっとって書いているもので、1のところは国・地方・民間が連携しましょう、

2番のところはあらゆる段階で切れ目のないことをしようということです。

3番のところは犯罪被害者等の存在というのをきちんと認識した上でやっていきたいと思います。



うということです。

4番に記載しているのは、効果検証ですとか調査研究をしながら、効果のある形で再犯防止施策を進めて行きましょうということです。

5番目、国民の関心と理解を醸成するために広報などをしっかりやっていきましょうということです。

また、4つの成果指標というのを定めておきまして、再入者率とか再入率というのを今後も追っていくような形で成果を見ようとしております。先ほどの再犯防止の総合対策とか宣言の中で数値目標を3つほど御説明しましたけれども、こちらについては計画で発展的に吸収されていくような形になりますので、新しくできる計画に基づいて施策を実施する中で、先ほど御説明した数値目標についても達成を目指しているという形になっております。

具体的に何を施策としてやっているかということで、7つの重点課題を設定しまして、それぞれについて、国はこういうことをやりますということを書いております。詳しく全て御説明できないのですが、また御関心のある方はホームページに計画案自体をアップしておりますので、ごらんいただければ幸いです。

簡単にこういった内容が計画案に今、盛り込まれていますよというのをざっと御説明したいと思います。

7つの重点課題のうちの1つ目が就労・住居の確保ということです。一番上に書かせていただいた内容についてなのですが、検討会をやる中でいろいろな方々から御指摘をいただいたのは、刑務所の中とか少年院の中で職業訓練や職業指導などいろいろやってはいるものの、それが社会に戻ったときに本当に雇用に関わっているのか。その職業訓練等の内容がちゃんと社会のニーズに合っているのか。あるいは協力雇用主さんに直に作業とかに絡んでいただいてそのまま雇用してもらうような施設の中と外をつなぐようなこと、新しいことをやる必要があるのではないかと、といったことです。御指摘を踏まえ、計画案には、職業訓練等の内容ややり方を考えて充実させましょうというようなことを盛り込んでいます。

また、一度就職できたとしてもやめてしまう人が結構いるということで、いかに定着できるように支援していくか。その後のフォローアップも重要だという話が出ておりました。

2つ目の○のところは、協力雇用主さんに対する支援の充実なのですが、登録はしていただいているけれども、実際に雇用の実績がないというような方も多いということが検討会の中で指摘されまして、協力雇用主さんについての社会的な意義の理解ですとか評価の向上や、協力雇用主さんに対する支援の充実といったところを計画の中に盛り込んでいます。

3つ目のところは、一般就労と福祉のはざまにある人が支援から漏れていないかというような問題提起がございました。福祉的支援のニーズがしっかり把握されて支援の対象になるほど障害の程度は重くないけれども、一般就労がなかなか難しいような人たちについ

でも、しっかりと支援していきましようということで、そういった内容が計画に盛り込まれています。

あと下の2つの○については住居の確保に関してですけれども、刑務所を出た後に一時的な住居の確保ということで、更生保護施設ですとか自立準備ホームに行く人がいますが、キャパが足りていないということで、その受入れ・処遇機能の強化についてです。

また、一時的な住居にずっといるわけにはいきませんので、最終的には地域社会の中で定住しなければいけないとなった場合に、身元保証もままならない方々がなかなか定住先を見つけられないということで、こちらは国交省さんとも検討を重ねていくことになるかと思えますけれども、公営住宅への入居における特別な配慮などについて、何ができるか検討して実施していきましようということを計画に盛り込んでいます。

重点課題の2つ目が保健医療・福祉サービスになります。時間の関係もございしますので幾つかピックアップしますが、上から2つ目のところについて。入口支援の充実というところが検討会の中でもかなりトピックになりまして、先ほど御説明した検察庁の段階で起訴猶予となった人が福祉的なニーズがある場合には、きちんと結びつけて地域社会の中で安定した生活を営んでもらうことで再犯の防止ができるのではないかとということで、今、検察庁の中でも幾つか取り組みがなされておりますけれども、こちらをいかに充実させていくかということで、厚労省さんとも連携をしまして検討を実施していくということになっていきます。

3つ目の○のところですが、薬物事犯者に対する指導、支援といったことについても検討会の中でかなり白熱した議論が行われまして、海外ですと薬物事犯者を刑務所に入れて拘禁するというのではなくて、地域社会の中で治療を受けるというようなやり方をしているというのはありますので、日本の中で薬物事犯者に対して今後どういった形でやっていくのが良いのか、かなりこれは大きな話になるのですけれども、検討課題として計画の中に盛り込んでいます。

最後のところは、地域社会の中で治療をする、支援をする、そういった受け皿となるようなところを整備していきましようという話です。

3つ目の重点課題が学校等と連携した修学支援ということで、今つくっているのは再犯防止の計画ではあるのですけれども、やはり初犯の段階で未然に防止するのが一番良いのであり、少年の段階で非行の未然防止が重要だということで計画案に盛り込んでおります。いじめの問題ですとか貧困の問題とかも関係してくるところですが、関係省庁、文科省さん、厚労省さん、警察庁さんと連携しながら未然防止をやっていきましようという内容を計画に盛り込んでいます。

あと2点目は、犯罪・非行をして、少年院に入ったときに高校を中退になってしまうとか、少年院の中にいる間に受験に行くときに学校側に別室受験を配慮いただかなければいけないとか、いろいろと学校関係者に御理解いただかないと難しいところがありますので、刑事司法関係者と学校関係者がお互いに理解をし合って一緒に連携していきましようとい

うのを計画に盛り込んでおります。

4つ目ですけれども、犯罪した者等の特性に応じた効果的な指導ということで、犯罪者は一律な指導でうまくいくというわけではございませんので、その方その方の処遇のニーズなどもしっかりアセスメントした上で、性犯罪の人、ストーカーの人、あと暴力団関係者や少年・若年者、女性、発達障害等の発達上の課題を持つ人、それぞれの特性に応じてやっていきたいと思いますということで、計画に盛り込んでおります。

また、効果検証しながらエビデンスに基づいてやっていきたいと思いますということも書き込んでおります。

5つ目ですが、民間協力者の方の活動の促進ですとか広報・啓発活動の推進ということで、検討会の中で御指摘を受けたのは、保護司さんの高齢化やなり手不足、また、協力雇用主さんの業種も偏っているのではないかという点です。幅広い年齢層であるとか職業の方に民間協力者になっていただけるように、積極的に働きかけて支援をしていくというようなことをやろうとしています。

2つ目の○のところなのですが、やはり何かをするときにはお金が要るということで、これも検討課題となっておりますが、民間資金の活用のあり方について検討してできることからやっていきたいと思いますということを計画に書いております。

6番目の重点課題として、地方公共団体との連携強化を掲げております。検討会の中ではここがメインだったと言っても過言ではないぐらい重要視されていた部分です。犯罪をした人はいずれ地域社会に帰りますので、そこでいかにサポートしていただけるか。また、再犯防止は、今まで地方が主体となってということではなく国が主に担ってきた分野でありますので、いかに今後、地方公共団体が主体的に施策を実施していくかというところで、国としてもできる限りの情報提供ですとか各種支援をしていくということを計画に盛り込んでおります。

最後は関係機関の人的・物的体制の整備ということで、職員研修ですとか耐震基準を満たしていない矯正施設の整備をしていこうとか、そういったことを盛り込んでいるところです。

地方について補足で御説明をしますが、地方自治体にも主体となって施策を実施していただくということになりましたので、今、まずは担当の窓口をつくってくださいということで依頼をしております。都道府県と政令指定都市をお願いしております。現在、都道府県では41、政令指定都市では9のところでは窓口の設置が進んでいるところです。

これまで全く地方において何もしていないということではなくて、先行的にとっても御協力いただいてやっていただいている事例がございます。例えば再犯防止のネットワーク構築ということで連絡会議をしていただいたりとかシンポジウム、講演会を開催していただいたり、ハンドブックを作成していただいているところもございます。

あと就労支援ということで、県の中で保護観察対象者を雇用していただいているとか、あるいは入札参加資格や総合評価落札方式において協力雇用主であるということで加点を

していただく、そういった取り組みをしていただいている地方公共団体もございます。

民間活動に対する支援として、保護司さんの活動の支援ということで、更生保護サポートセンターについて自治体が持っている施設を貸し出していただいているところですか、更生保護施設の運営・整備に対して支援をしていただいている自治体さんが今も複数いらっしゃるというところですか。

最後のところですが、刑事司法と医療・保健・福祉との連携ということで、刑務所から出た後に福祉につながるところですか、入口の段階で起訴猶予となった人を福祉につながったときに地方公共団体の方が支援のネットワークをつくっていただいて、適切な支援者に結びつけていただくといった取り組みをしていただいている自治体もございます。

こういった先行事例がいくつかございますので、こうした先行事例、いい事例を横展開していくということで、設置をしていただいた窓口のところに積極的に法務省から情報提供をさせていただいて参考にしていただきたいということを考えているところですか。

最後になりますけれども、広報・啓発活動ということで、法律でも広報を頑張っていきたいと思いますということが掲げられまして、7月が再犯防止啓発月間ということになっております。法務省は今まであまり積極的に広報というのはしてきたわけではなく、どちらかというと苦手だったところもあるのですが、今、積極的にやっっていこうという状況になっておりまして、法務省のホームページを充実させるとか、ツイッターでイベントの情報を流すとかやっています。

今年やったものとしては、再犯防止のポスターで、こちらは安倍総理に直筆で書いていただいたのですが、こうしたポスターをつくってメトロの駅に張らせていただいたりしております。

あとはパネルをつくっていろいろなところで展示をしたりとか、あと吉本興業さんとタイアップをしまして動画をつくっていただいたりとか、イベントに来ていただいてトークショーをしたりということもやっています。あと映画とのタイアップということで、映画のポスターの下のほうに法務省は再犯防止を推進していますということで一言入れていただいているというところですか。

以上、簡単に概要の御説明をさせていただきました。本日、お集まりの皆様はいろいろな立場の方がいらっしゃると思うのですが、再犯防止にぜひ御関心を持っていただいて御協力をいただければ幸いです。

もし何か御不明な点、御質問等ございましたら、お近くの検察庁ですか保護観察所、刑務所、少年院、少年鑑別所に御相談いただいても構いませんし、私どもがおります法務省大臣官房秘書課の政策評価企画室まで御連絡いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○司会 渡里さん、どうもありがとうございました。

再非行・再犯率のデータのお話から法律の説明、そして、具体的な防止策、課題、具体的な施策について非常に細かくお話をしていただきました。ありがとうございました。

では、引き続いて工藤さんから、今のお話は全年齢を対象ということもありましたけれども、少年に関して、この再犯防止の観点から具体的にどのような課題があるのかということに、焦点を当ててお話をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

## 「少年院出院後の再犯防止の視点と課題」

認定特定非営利活動法人 育て上げネット 理事長 工藤 啓 氏

皆さん、こんにちは。もともと若者支援というのをしているのですが、特に矯正教育関係を3年ぐらい法人として本格的に取り組みを始めたところですので、ここにいる皆様のほうが長く実践をされているということを知った上での発表をさせていただきたいと思えます。

本日はお手元の資料の中に4つありまして、これに沿ってお話をします。

簡単に私たちの組織についての説明ですけれども、1つは当然、若い方々の支援、子供たちの支援の活動はしていますが、一方で、活動としてよく言われますのが、なぜ若年層に限定してやるのかという点。40代以上、高齢者も同じような問題を抱えているにもかかわらず、なぜ私たちは若い世代に限定するのかというところですが、私たち法人としての考え方としましては、限りあるリソースもしくは人間、時間をどこに投資したら日本社会に対してインパクトがあるのだろうかというところをいろいろ考えた結果としまして、やはり若いうちに少しでも機会もしくは価値を提供することによって、先々への人生の変化であるとかを出していきたいと考えています。

これは厚生労働省から引っ張ってきたものですが、単純に25歳で今、働けない状態の方を生活保護給付の中で支えれば1億円ぐらいかかる。一方で、きょう、すぐ正社員になって順調に働いたときに、その方々に対して納税等で1億円。医療や年金で5,000万円ぐらい戻ってくるということで、何もしないとマイナス1億円、何かしっかりと適切に提供すればプラス5,000万円ということで、そのコストギャップは1億5,000万円であるということ。そのため、コストギャップに関して言うと、年齢が若ければ若いほど社会に対するインパクトはどんどん大きくなっていきますので、それも含めて私たちのほうとしては、なるべく若いほうにリソースを提供していくということでもあります。

簡単に今、4つ事業をやっております、1つは若者支援事業ということで、今、東京、埼玉、神奈川、大阪に支援事業所を持ちまして10カ所やっていて、主に無業、仕事についていない状態の若い方々というのを2,000人ぐらいケアしています。本当はそれ以外にもたくさんの方々がおられますので、当然矯正教育を受けた方もいらっしゃる、10年ぶりに部屋から出てきたという方もいらっしゃる、きのう仕事をやめたという方もいれば、障害特性をはらんでいるといったさまざまな方がいます。

その活動を13年ほどやってきた中で、統計的にも無業もしくは仕事につきづらい人たちというのが内閣府の調査で出ていまして、端的にいいますと、家庭の所得が低い、または学歴が低い子が先々、仕事という場所で不利益をこうむりやすいということで、2006年から主に定時制、三部制、通信制、東京だとエンカレッジスクール。いわゆる全日制普通科に行きづらい子供たちが多いと言われる高校に対して授業もしくは夜間の進路相談または

義務教育、教育課程の中に一緒に入りまして先生と一緒に教育の授業をするといった活動を年間100件ほどやっております。これは比較的予防的な側面です。

そういう高校に入ってみますと、やはりどういう小中学生の子がそういう高校に来やすいかというのがわかってきますので、4年ほど前から主に小中学生、今、小学校2年生が一番下ですけれども、小中学生ではほぼ生活保護もしくは困窮家庭下にある子供たちを120名ほど学習支援と生活支援ということを持っております。学習の支援というのは、いわゆる勉強を少しでもということですが、家庭がいろいろ複雑ですので、夏休みにキャンプに連れていったり、Jリーグを見に行ったり、あとは夏の間に食事の提供みたいなものを地域中華料理屋さんとかと協力しています。私たちの場合は資金を地域の個店さんと組みましてお支払いして、子供にメニューから選んでいただくというような形で、近隣で食事の提供などをやっていただく。

一方で、この手の問題で一番難しいのは、困っている子供たちや若者たちはどこにいるのか誰もわからないということですので、1つのきっかけとして、今、保護者の支援という事業をしております。主にお母様が多いのですが、今、東京と神奈川で2拠点と、あとオンラインでスカイプを使った相談というのをできるようにしてございまして、最近では御家族が海外転勤でお子さんも一緒に行ったのですが、現地でなかなか生活がうまくいかなかったというお子さんがふえてございまして、海外にいる日本人の方からお子さんの相談みたいなものも受けております。

主に家族の方を何とかするというよりも、手を挙げていただいた家族の方のもとには、困っている若者や子供たちがいますので、家族を1つの入り口として困っている方々に出会うというような事業になります。主にこのようなことをやっているのが私たちの活動です。

その中で、きょうのテーマである矯正教育とのかかわりということですが、日本における若者支援は2003年に始まったと認識しています。我が国は、若者関係は歴史がほとんどありません。青少年と子供や児童はありますが、主に39歳までを中心とした若者に対する施策はほとんどありません。各中央省庁の部課局名に若者という文字が入っていない。一方で、政府は若者を支援しましょうというのを2003年に打ち出して15年近くたっておりますけれども、その話もずっと内閣府の方々はすごく頑張られたのですが、実質的には引きこもっている、もしくは非正規雇用で働いている、不就労である、または発達障害等を抱えているということで、反社会的な非行を中心とした若者や子供たちというのはあまりテーマにならない状況が十数年続いてしまっているというように私たちは認識しています。

その中で、根っこを見ていけば家庭の問題であるとか生まれた家庭が非常に大変であったとかが当然あるのですが、児童養護等福祉のほうに行かれた子供にはそれなりに手厚い。一方、非行、犯罪のほうに出ってしまった場合には、そちらを見て見ぬふりはできませんよねということで、しばらく前から私たちも少しずつ矯正教育のほうを中心に活動していこうということで、追加で領域をふやしましたので、まだまだ勉強中という

ことがあります。

特に本日、少年院という話ですけれども、そもそもほとんどが子供・若者支援というのはリスクアプローチということで、問題が顕在化した人たちを単に見つけるということに労力を割いてきました。どこに引きこもっている人がいるのか、どこに生活保護の方がいらっしゃるのだろうかというような、いつか、ネットカフェ難民がはやりましたけれども、今のホームレスの方は野宿しているのではなくてネットカフェとかに泊まりながら、マックとかで朝まで過ごしながらしのいでいるということもなかなか見えづらい中で、広報啓発を頑張るとにかく維持していこうという話があったのですけれども、病理疫学も一緒に、インフルエンザにかかったら治療する。それだけでなく、まずかからないようにするためにどうしようということでも予防がどんどんされている。

既に顕在化した困っている人だけを何とか探すのではなくて、誰でも困り得るということで広くアプローチをしていくというようにポピュレーションアプローチのほうにかじを切る中で、困っている方々がいやすい場所はどこなのだろうという話の中で、例えば院内学級にいらっしゃる子供さんとか、児童養護施設に既に入所されている子供であるとか、少年院の中にいる子とか、社会に出てから探すのではなくて、または連携して、出たところで一緒になるのではなくて、その場所の中に入りながら一緒にやってやる。

あくまでイメージですけれども、少年院を起点に、誰かが中と外の両方を見る。中で頑張ってもらっていただく方と外で頑張ってもらっていただく方と両方見る方。少し学術的に言うとストラクチャルホールといいます、AのコミュニティとBのコミュニティが活性化するためにはAとBの丸の間にいる人というのは情報の流通路になりますので、そういう役割を少し担っていくということが対処型と言われる支援に加えて予防型を実装するようなアプローチではないかと考えております。

若者支援はもともと発見、誘導、支援、出口、定着という5プロセスの中でどういうように支援をしていこうかというのが基本的に多く議論されるのですが、これまではその子がそもそもどこにいて、どうやったら来てもらえるかということが8割ぐらい、本来はやらなければいけないことなのですが、あけて見るとこんな支援プログラムをつくりました、募集しました、誰も来ません、やる気がないのでしょうかという話になってしまう。

やはりそれでも情報をキャッチできた人しか支援できないということで少しポピュレーションアプローチのほうに広げまして例えば右側の青の少年院であるとか学校の中に入って一緒に出てくるとか、行政というのは特に生活保護を受給されている方、もしくは受給の家庭下である若者や子供たちに対して生活福祉課と連携をしてケースワーカーさんと一緒に最初訪問に行くということをしていただきます。困っている人がいる場所、もしくは困っている人を確実に知っている方々と一緒になってその方のところに会いに行く。そして、一緒に出てくるというようなアプローチをとっているところであります。

少年院関係者の方によくお話をお聞きして、そこに対して充足できるような取り組みをこちらで考えて、そこに対する資金をいかに獲得するかということで、ここではファンド



レイジングと書いてありますけれども、資金調達などもやっています。

特にもともと就労支援プログラムはやっていますので、非行少年等の参加もあります。ただ、そんなに多くなかったというだけで、基本的に間口は広く持っていました。もともとそういう方が時折来られるということはありませんでしたということが1つ。

あとは民間ですので、公設民営の若者支援施設、行政の委託事業の中で支援施設というのをやっておりますので、そこを始めることによって、より公的機関と連携しやすくなる。一民間企業と組むのではなくて公設民営の支援機関として組ませてくださいということを始めました。8年前から2カ月に一度、少年鑑別所に話に来ないかということで、八王子の鑑別所のほうに行っています。これは任意で子供たちに聞いていただくものですが、君たちが外に出たら私たちはこういう施設で待っているのだから来てほしいというように一応情報を伝えるということを中心にやっています。

鑑別所の場合は、すぐにそんなにたくさんの少年が来られるわけではないですけれども、先日、うちの職員に対して、あのときお世話になりましたと言われて、少年院から出て以来会っていないはずなのだけれどもなということ聞いてみたら、鑑別所の人に話を聞いて、その後少年院に入り、退院したが、当時の話を覚えていたので来ましたということもありましたので、もともと少年院にポピュレーションアプローチをやろうと思ったのですけれども、より広くかけていくには恐らく鑑別所のほうが良いというのでこういう形でしています。

そういう活動をしている中で、ネットワーク会議などで広くやられていますので、矯正教育機関の関係者の方々とお話しさせていただく中で、約3年前からプロジェクトベースで少年院の中に入った支援というのを法人としてさせていただいております。少年法の改正の中で18条の2というのが法人として中にかかわりやすくなりましたので、平成26年からやっております。私たちは保護司というわけではありませんので、あくまで法人として外から少年院の中で出た方にかかわらせていただきたいのですというお話をしまして、3年前から入らせていただいております。

それが少年院の中と外での支援ということにつながるわけですが、恐らく概況的に今、少年関係は何をしているかという、4つのことをしています。1つは仲間の獲得ということで、今、牛久にある茨城農芸学院でたしか5回か6回、多摩の少年院で2回、赤城少年院で1回、スタディツアーというのをやりまして、中を見学するわけですが、私たちが法人としてこの方という個人の方をお誘いして30人ぐらいで少年院の中に入って勉強を深めて応援団になってもらおうということをやっています。今200名ぐらい入っています。それは大阪でも少しやっているのですけれども、少年院関係の子供に興味のない人はほとんどいないのですけれども、いかにせん周りにいない。入ったこともなくて想像がつかないので、だったら行ってみましょうということで、時折こっそり入って、臭い飯のイメージは臭いわけではないのですねと、多分それが一般社会の通常でありますので、それはそうではないのだということ伝えることも私たちの仕事なのかなと思って

おります。

これは2つの理由、2つ意味がありまして、1つは私たちの職員も人間ですので、少年院の中の子供たちを支えるということは加害者を支えるということとほぼ同義ということになります。ということは、一方で、どこかに被害者がいらっしゃいますので、そういう被害者の方でももちろん支援するのですが、そういう関係を突きつけられたときにうちの職員も心理的に不安定になるかもしれません。そこを社会的にどちらも大切だということで、言っていただける方々というのをつくっておかなければなりません。その意味では、社会的に発言力がある方にも入っていただきましたし、多くの特に企業さんで言うと職親企業さんではなくて、いわゆる企業、いわゆる社会貢献の担当者の方であるとか、一緒に来ていただいて中を見て仲間になっていただくというスタディツアーなどを1つやっています。

2つ目に、問題の社会化ということで、少年院の問題は確かに社会問題なのですが、恐らく少年院等の問題を問題だと認識して生きている人が少ない。言われればそうかもしれない。問題は、広く社会の人に問題化してもらわないと社会問題にならないので、私たちNPOの役割として問題の社会化というのに努めています。これは中にメディアの方も入っていただいて撮っていただいたりとか、360度カメラとか、ぐるっと見えたりとかというのがあるのですが、新聞記者の方も入られますが、ヤフーニュースとかニューズピックス、結構、ネットメディアの人たちに入っていて中の情報を出していただいたりしています。

3つ目に資金調達とありますが、支援にはお金がかかりますので、私たちも職業としてやっていてすべてをボランティアではできませんので、下にクラウドファンディングと書いてありますが、インターネットを中心にこういう活動をするので資金調達のお手伝いをしてくださいということを時折やっています。もちろんインターネットで、クレジットカードで寄附するのはとても難しく、苦手だという方は直接現金とかいただくこともありますが、100万円ほどの資金があれば、と思ってサイトを立ち上げたところ、百五十数名の方々からご支援をいただけることになりました。やはりそんなに社会は無関心ではないなということと、お手伝いしたいのだけれども、どういう手伝いができるかということを示唆ができていないのかなということをおもいました。その中には、昔、自分も少年院でお世話になって、今は家庭を築かれているのだけれども、何かできないのかと聞いていたので、少額ですが寄附させていただきますというコメントとかも一緒にいただいたりしています。恐らく潜在的な応援団の方はいっぱいいるのですが、手を挙げて私はこういう活動をしますと言える方はまだ少なく、隠匿の美ではないのですが、ささやかながら後ろで支えたいのだという方はきっと歴史の積み上げの中ですごくたくさんいると思います。

4つ目に具体的な支援ということで、きょうのメインテーマになりますけれども、これは見づらいなので言葉で言いますが、今、牛久の茨城農芸学院という場所において、毎週火

曜日にパソコンのインターネット、PCの講習というのを職員が2人行きまして行っています。そこは地域レベルがやや低かった、障害特性を持っている子が集まりやすいところなので、私が行ったときにはExcelの勉強をやっていたのですが、「品物」と黒板に書いてあって、これをどうやってタイピングするのですかと言われたのでローマ字でSHIとか書いてあげたらたたと打っていました。識字の問題を抱えている子が結構いたのですが、1カ月ぐらい入るとどれぐらいPCスキルが上がったかというのを全部データでとっているのですけれども、結構1分間のタイピング速度が上がっています。建設業とかを目指している子もたくさんいるので、そちらの子はもしかして使わないかもしれませんが、最近はビジネスマンというか、スーツを着て働く仕事にいつか就きたいという方もいらっしゃるようで、そうになると、どうしてもPCスキルというのが必要になる中で、学校でも家でもやったことがないのを練習してうれしいとか、そういう話をよく聞きます。

もう少しインターネット系のIT系の支援とかを入れてあげたいのですけれども、まだなかなか入れ切れていないのですが、このような支援を今、10年ぐらい続けています。また、法務省の中で高卒認定試験を取らせていこうという動きがあるのですけれども、高認というのは学びを支えるということと、試験が受かるという両方の側面がありますので、たくさんの方を見ていると難しいということで、今、複数の少年院から主に高認試験に合格するための学習を見てほしいのだからというような依頼を受けたりもしています。

そのほか、もっとピンポイントで、こういう職業の方のお話を聞かせたいとか、数学が苦手な子に数学を教えてほしい。そのようなことが要望であるのですけれども、やはりそれをやるときにどういうふうにやっていくかということと、資金調達をどうやっていくのかというのが非常に課題になりますので、そこら辺も含めて課題と解決への展望ということを考えていかなければいけないと考えています。

それぞれのかかわり、皆様のかかわりにおいて、当然ですけれども、見えている課題と展望は違うと思いますので、これはあくまでも私たちが内部から見た課題と展望ということになります。

1つは、外に出てからの支援の話も少し触れたいと思うのですけれども、人材採用と育成に関してとても難しさを感じています。といいますのも、どういう専門性の方が必要なのかというようによく聞かれるのですが、たしかに臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等いっぱいいるのですけれども、そういう犯罪もしくは非行傾向があって、見た目、少し怖く見える子供もいたり、そういう子に会ったことがないと、どんな専門家であっても不安や恐怖心が芽生えることがあります。それが相手に伝わると、またこういう大人なのかというようにすぐ見透かされてしまう。専門性の手前に何と書いたら良いかすごく迷ったのですけれども、あまり使いたくないのですが、人間力といいましようか、胆力といいましようか、あまり気にしない。だから、ふわっとした心持ちといいましようか、とにかく専門性以前に彼らに対する包摂的な視点をもって子供たちと対する大人が必要だと考えます。そもそも育成の手前に採用をしなければいけないということで、そんな人、

どこにいるのだろうということを常に考えていて、難しさを感じています。

2つ目は、資金調達とありますが、専門的な用語で第二顧客とありますがけれども、私たちは民間なので支援する上で基本的に料金をいただきます。しかし、料金をいただける状況の若者だけではありませんし、この業界に限らず、払えない人はたくさんふえていますので、サービスは必要だけれども、お金が払えない人のためにお金を払ってくれる人、例えば事業者であるとか行政や寄付者。支えるための人的な資金調達のみならず、単純に下にありますのは携帯を持っていない。家がないとか、交通費がないとか、いわゆる実費というお金がかかりますので、ここは交付措置が難しいだろうと思っています。そういう第二顧客ということを今まで以上に丁寧に説明し、感情的にも論理的にも説明をして集めていかなければいけないというのが2つ目の課題です。

機会を提供するとともに、物品を提供しないと仕事につくところまで行けないということがありますので、これは3つ目の支援リソースの拡充につながっております。

あと1つは、支える人間の質を確保することです。質量という言い方は失礼ですが、素晴らしい方はたくさんおられますが、いかにせん量が足りていません。仮退院式の際に親御さんが受け取りの引き取り拒否とか遅刻して来ないとかあるのですが、やはり保護司さん1人でそこにいるのは子供にとって社会に受け入れられてないと映るかもしれません。なるべくその日はできるだけ出られる職員を出すように、四、五人で保護司さんの後ろにいさせていただいて、私たちも支えさせていただきますよということで見ているとほっとするような顔をすることがあります。1人だけで保護司さんに頑張ろうと言われるよりも、100人とか本当にいたら随分変わるのではないかと思います。現実的なことかどうかは別にしても、仮退院式の日には毎回100人ボランティアが集まってくれたら随分違うのではないかなと思います。それが量の話です。

質に関しては、量が拡充されていないのでどうしても特別な想いを強く持っている人たちだけになりがちです。それだけではなく、ちょっとしたお手伝いとかちょっとしたかわりでもやったださる方をもっと増やしていかないといけないということと同時に、これは先ほどの反省でもありますが、非行、矯正教育分野に対して少くない子供や若者の支援機関はこれまで経験がなく、そこにいる職員やボランティアの方も基本的には非社会化したとか、少し人とコミュニケーションが苦手みたいな話の人たちを支えています。支援機関そのものにノウハウとか経験値がないので、そこを拡充しなければいけない。

それ以外によく言われているのは帰住先であったり住民票であったり携帯電話、あと身分証明書、この辺がフルでない場合、特に困っています。住基ネットとかも使おうと思ったのですが、なかなかうまく使えなかったりとか、携帯電話がないと今、仕事につけません。出てきた子供たち、そんなにたくさんまだ支えているわけではないのですが、帰住先がないときに社員寮を持っているIT企業の社長にお願いをして社宅と仕事と携帯電話を提供していただいて、私たちも含めて一緒に支えていく中で、結局連絡をとれ

なくなることもあります。職親企業でも何でもないので、順調に働いている子とかもいます。そういう受け入れ先においても何となく帰住先がないというと、昔の住み込みみたいなイメージになるのですが、社員寮、社宅を持っているのは今、いっぱいあります。特にIT系企業に強いわけではないのですけれども、何となく建設系以外はITとかだとそもそも人手不足過ぎて、ITが得意な人でなくて来てくれる若者をしっかり育てていこうという会社もたくさんありまして、そういうところであれば若さということがより強く評価をされることもあります。

大卒の人を採れる企業がかなり少ないので、高校卒業者などもすごい求人を出し始めているところが結構あります。そういう企業さんとかでも少し最初は一応と思いますが、チャレンジで受け入れていただいて、携帯もないのですとかと言うと、会社から貸与しますということもあります。

ただ、今、ある子供と接触をしているのですけれども、自宅がなくて、住民票もどこにあるのかよくわからなくて、携帯がなくて連絡がとれなくて、生活保護を受けたほうが良いのではないかとということで環境の地ならしはしたのですが、御本人がそれは嫌ですという話です。彼に会いに行こうと思うと駅前を捜すか、彼が来てくれることを待つしかない状況。できれば彼に携帯電話をもってほしい。携帯がないと連絡をとれませんし、家もなかなか契約できませんし、そもそも仕事につけない。仕事や住居の手前、こちらも重要で、携帯電話がないと支援のスタートができない。生命線としての携帯、スマホというのをどうしていくのかということは課題としてあります。

展望の中で、短期～中期と中期～長期に少し分けて書いてあるのですけれども、まず短期～中期ということに関していいますと、少年院という場所を中心に、聞きなれない言葉かもしれませんが、コネクティブ・インパクトという最近アメリカから入ってきた概念なのですが、いわゆる連携というよりはもう少し狭く密度を高くステークホルダー、関係者がそろってちゃんとインパクトを出していきましょうというフレームワークが特に非営利業界から出てきています。最近だと文京区で始まった「こども宅食」というのもコネクティブ・インパクトの事例になります。また、渋谷区の「スタディクーポン」というのがコネクティブ・インパクトになります。

これは連携と何が違うかということ、技術的な話はとても難しいのですけれども、簡単に言うと、そこに集った人たちが先ほどありました再犯率を下げるみたいなゴールを確実に共有し、みんなでそれぞれの力、得意な分野を子供に提供するのですが、その変化の状態を全部共有しているということ。この子はきょう、漢字テストが100点になりましたということで勉強を全然教えていない人たちもちゃんと見られて、それぞれの成長を全員で見ながらゴールに向かって走るというような概念としてのコネクティブ・インパクトを実践できないかと模索しています。これはなぜ少年院とかを中心とするといいのではないかと考えているかと言えば、外に出て社会に出てしまうとどこにいるかわかりませんし、後追いでできないのですが、まずは少年院にいる間に、どこまでみんなで法務教官の方々の指示

のもと、価値を提供できるのかということと捕捉していくということが重要だろうと思います。

展望の中長期に関しては、これは法改正が必要になるので、あくまでまだアイデアベースなのですけれども、保護司さんの方でとても良い方が高齢化になりまして、聞けば聞くほど、私には保護司さんの役割は無理。あんな時間は割けないし、家にそんなプライベートを確保することはできないし、役所で場所を貸してくれるというと、そこまでわざわざ行くこともなかなか時間がとれないです。これから100年、みんな働いていこうという中でボランティアの時間をどうやって確保するのだろうかということがある中で、保護司という個人では支えられないのですが、例えばですけれども、私が保護司の責任者として、うちの法人のリソースを使うことができるのであれば、うちの職員は私の責任において保護司活動の一端を担うことができる。つまり、保護司というのは個人という話ですけれども、法人や組織で保護司的な役割を担うことができると、もう少し一人一人の負担が減りながらも支援ができるのではないかというアイデア。

一方で、組織や団体に所属していない状態で、刑務所出所者の方であったり子供たちを支えることの時間を割ける人はもういなくなるとわかっているのです、いかに保護司になりませんかと言っても難しいのではないのでしょうか。そこで組織でできるようになれば少し検討の余地はあるのかなと思っています。これは民生委員さんと同じだと思っていますが、個人でやることの限界も頑張るだけではできないので、法人や団体に何らかの形で広げられないかなというのはまたアイデアとして法人保護司なのか、保護法人と言ったらいいのかわかりませんが、保護司の方と触れていて、こういった方のような活動は多分100歳までできないだろうというのが自分の中にあります。余裕も熱量もそこまでは厳しいかもしれない。組織としてやれるのであれば一定の可能性はある。

最後、これから先の短期から長期の展望の中で何度も資金という言い方をしましたけれども、日本にこの方々はおられますが、世界でも社会福祉の分野に投資を促していこうというような動きが特にアメリカとイギリス、一部フィンランド、韓国、オーストラリアなどで起こっています。それは休眠預金という言葉で表現されていたり、ソーシャルインパクトボンドという言葉で表現されていたり、インパクト投資と言われていたり、片仮名が多くて私もそんなに得意なわけではないのですけれども、言ってみれば、皆さん、普通の会社は投資をされます。そういう投資を社会課題の解決にちゃんと投資家が投資をして、ちゃんとうまくいったらリターンがあるような状態がたくさん設計されています。

特にソーシャルインパクトボンドであったりインパクト投資というのは、私が知っている範囲で言うと、刑務所と少年院とホームレスの支援などの分野もあります。特に有名なのはイギリスではピーターバラという刑務所の中で再犯を抑えるために非営利組織が役目を担って、その資金は投資家が入れて、いわゆる行政の義務的経費がもし下がった場合には、下がった差分を投資家に返すというような枠組みが一旦スタートしましたし、アメリカでもニューヨーク州とかマサチューセッツ州などでも同じようなことがあって、いわゆ

るそういう社会的な活動に対するお金の中で寄附は限界があると思うのですが、投資だったら出してくれるという人もまだまだたくさんいます。

先ほどのコネクティブ・インパクトの例で文京区などはふるさと納税を使って、返礼品は牛も蟹もありません。そのかわり、文京区の子供たちの食事をちゃんとあげていますという仕組みで、3カ月ぐらいで3,000万ぐらいの寄附、ふるさと納税がありますので、日本社会というのは牛と蟹だけにお金が出るわけではなくて、ちゃんと社会課題の解決に資金を投じたい方、もしくはその仕組みというのはあるのだなと考えています。

むしろお金がないというよりは、成果とか再犯を下げるというところをちゃんと心は1つにして、皆さんとともに子供なり子供でない方々にやっていく。そこに多分資金みたいなものがついてくるのではないかなという少し楽観的なところがあるのですが、先ほど情報提供が少ないという話、広報が少ないとありました。一般的には少年院や刑務所のことに関心がある人はほぼいないと思います。町を歩いていてもいないと思いますけれども、ただ、関心はゼロかという潜在化していて、やはり中を見たり子供たちを近くで見たりすることで、思ったよりも、またはデータでちゃんと見せて、誰もが人を傷つけているわけではなくてそうではない方もいて、少年院で言えば3割しか両親がそろっていないところもあって、そうすると、子供の貧困と一緒にですねというところから理解は広がったというのを結構最近は感じております。課題はまだまだ多いのですけれども、仲間を獲得することと問題を社会化すること、資金を担保することを中心に具体的な支援は1事例ずつケースを積み上げていくということを大切にして活動していきたいと考えております。

再犯防止の推進に関してどのようにやっていくのかというのは、これから法律が運用に入ってから考えて実践していくことだと思っておりますけれども、少なくとも仲間が少ないというのはかかわらせてもらって非常に強く思いましたので、ここにいる皆さんはすごく先進的な方なので、そういう志の火をいかに少しでも外側に広げていくかということも1つの課題であるというように認識をしています。

ちょうどいただいた40分になりましたので、御報告は以上となります。ありがとうございました。

○司会 工藤さん、どうもありがとうございました。大変密度の濃いお話で情報量もたくさんありましたし、ありがとうございました。

それでは、ここで10分ほど休憩をとりまして、この時計で30分から再開したいと思いますので、休憩に入ります。

(休 憩)



## 質 疑 応 答

○司会 それでは、お時間になりましたので、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。本日は法律の再犯防止のお話もありましたし、具体的な少年院の中にいる人たちに対しての矯正教育は少年院のほうでしっかりやるということですが、彼らが社会に戻ったときにさまざまな援助、支援が必要だ、そういう視点の中で工藤さんのほうからお話がありました。

今日は自治体の方も来られておりますし、法律の関係からでも結構ですし、少年院の具体的な支援のあり方、NPOのかかわり方の話でもいいですし、御質問も結構ですが、どなたかに最初に口火を切っていただければと思います。いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、御意見でも、御質問でも結構です。

○参加者1 お伺いしたいのですが、少年院、矯正施設といえますのは罪を犯した者が入るということですが、そうではなくて、児童相談所ですとか個人でどうしても面倒を見られない、そんなところで受け入れる施設があるのだと思います。例えば東京家庭学校ですとか、そういった施設というのは全国でどのぐらいあるのでしょうか。

○司会 少年院とかそういうところではなくて、家にいられないような子たちを受けていただくような民間の施設とか公的な施設ということですか。

○参加者1 もし御存じでしたらと思ったのです。

○工藤氏 想定年代が多分18以下とか18以上で変わる違う気がするのです。いわゆる児童福祉法の年齢層によって違うと思うのです。今、どの辺の年代をイメージされていますか。

○参加者1 私が考えましたところでは、例えば東京家庭学校でございますと幼児、3歳、4歳ぐらいの子。大きな子は高校生ぐらいではないかと思うのですが、そういった子供たちが大学に入るまで、そういう罪を犯す以前の子供たちが収容できる場所というのが全国にあるのかなというように思ったものですから。前にそういうお子さんと少しかかわったことがありました。東京にあることはわかったのですが、全国でもそういうところがあって、何かの手が差し伸べられているのかなと、もしわかったらと思っただけでございます。

○工藤氏 東京家庭学校さんは児童養護施設なので、児童養護施設は2014年現在で601カ所あります。

○参加者1 ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

再犯ですとか非行防止、犯罪について、地方自治体に部署を設置するということですが、これは具体的にどのようなところが担うものと想定されているのですか。

○渡里氏 法務省のほうから地方自治体に対して窓口登録をお願いした際に、どこの部署で持ってくださいという形でのお願いはしなかったものですので、地方公共団体によって

さまざまところで持っているというようなところなのですが、大きく福祉系で持っているところと生活安全とか治安のほうで持っているところと二分されているような状況に今ございます。

相談を受けた場合には、これまで保護観察所とか保護司とかの活動、社会を明るくする運動とかで連携して一緒にイベントに来ていただいたりとかしていた部署で、もし引き続き御協力いただけるのであれば、そこに窓口を置いてくださいということは説明していたのですが、それも保護司さんにかかわりのある部署というのは地方ごとに福祉で持ったり少年課のほうで持ったりとかいろいろあったと思うので、今の実情としては、地方ごとにばらついている状況です。

○司会 再犯の推移とかも年齢別にお示しいただきましたけれども、高齢者の方は高齢者の方で見ますけれども、少年の場合は3,000人を切っているぐらい。39歳に関してもある程度あると思うのですが、先ほどの工藤さんのお話も含めまして、再非行・再犯防止のためにはいろいろな条件といいますか、着眼点、サポートの仕方というのがあるので、部署としてはいろいろなところに分かれて協力するということになるのですか。

○渡里氏 再犯防止施策みたいところは既存のものがある地方自治体が現状なかったりして、新たに設置してくださいというお願いになりましたので、代表してどこかが窓口となって情報を国からとっていただいているのですけれども、そこから関係の部署に共有していただいているというのが現状かなと思っています。

○司会 わかりました。もう1つ、質問です。

工藤さんのNPOの活動としては、少年院のほうに入って少年院の子供たちを社会につなぐサポートというところをされていますが、それは法律で自治体も活動に参加する努力義務があるということですが、その枠組みを必要としている人というのはどのように自治体は把握すればいいのでしょうか。

例えば施設から出所したり出院したりして、そういう方がおられますよというのが情報として伝わるのですか。それとも対象者が自分はそういう手助けが必要だから、法律も施行されたし、何か援助が欲しいのだということを自ら申し出るようなシステムになるのですか。

○渡里氏 イメージとしては、少年院とか刑務所にいる間に福祉的なニーズがある人を把握しておいて、その段階で帰る先の自治体と連携して、できれば出院とか出所の前にその方に会いに来ていただいて顔つなぎをした上で、出院日とか出所日のときにも迎えに来てもらって一緒に福祉の窓口に行って手続をして、その日から福祉的支援につなぐというようなイメージです。

○司会 ありがとうございます。

そのところが少し守秘義務であったり情報を守ったり、あるいは本人がそういった制度を使いたいというような意思の希望の確認は難しい。どうしても刑事施設とか少年院の場合には、入っている人たちの情報がなかなか伝わらないので、どこにそういう人たちが

いるのかわからないし、何を求めているのかわからないというようなことがあるのかもしれませんが。実は、内閣府でさまざまな支援が必要な若者に対する研修をやっている、さまざまな機関の人が来られるのですけれども、そういう研修の中で非行少年に対する対応というテーマを1つ設けた場合に、ニーズがわからない、どこにそういう方がいらっしゃるかわからないというお話が出たものですから、この法律の中で地方自治体もそういうことに関与していく場合にどういうようにしていくかというところがありました。

○参加者2 本日はありがとうございました。東京都青少年課で若者政策を担当しております。

私ども東京都のほうでも再犯の法律ができて今後計画をつくるというところで、保護観察所さんと一緒に連携をさせていただいているところなのですが、法務省さんのほうからは何度か再犯防止についてお話を聞く機会もこれまであったのですが、今回、内閣府さんのほうで青少年問題調査研究会でこのテーマを選ばれたというところで、再犯の計画ができて省庁横断的というお話も先ほどありましたが、何か今後考えられていることとか新たな施策等ありましたら教えていただければと思います。

○司会 既存の子供・若者育成の推進の協議会等もごございますので、その中で対象者についてカバーできるのではないかとすることは考えております。

○参加者2 ありがとうございます。再犯計画の中に若者相談支援センターとかも入っていたりして、いろいろかかわられているのかなと思ったのでお伺いさせていただきました。ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

○参加者3 法務省の者です。本日はどうもありがとうございました。

工藤さんの御発表の現状と課題と展望、3点バランスよく教えていただいて、とても勉強になりました。工藤さんに御質問なのですが、支援機関の経験値というところが非常に印象的で頭に残ったのです。今後、支援機関側、もしくは矯正施設側、それぞれのところとうまく連携していくためには、矯正施設側が地域につなげる上でも経験値を高めていかなければいけないと思いますし、支援施設側も先ほどおっしゃった非社会的なような、行動力が高い大人や子供、非行少年、犯罪者等々に対処していくノウハウ、経験値が必要になってくるかなと思うのですが、工藤さんの個人的な意見でも構いませんので、現時点でそれぞれ支援機関や矯正施設ができること、もしくは今後お互いうまく連携していくためにこういうことをやっていったほうが良いのではないかとこのところがありましたら教えてください。よろしく申し上げます。

○工藤氏 御質問、ありがとうございます。

人事のほうで交流人事というのは短期であると思うのですが、大企業ばかりではないので、こういうところに人事交流の制度を設けていただくと、私自身も良いと思います。この前、うちの職員が特別に1泊させてもらったのですが、24時間、1泊させて

もらって勉強になりましたし、どれだけ情報とか計画をしても、どうしてもわからないことがいっぱいありますので、人材交流の出向制度の中うまくそれを埋め込んでいただいて、1週間でも構いませんので、私たちの職員として、そうした制度を活用できると良いと思います。個人情報とか難しいかもしれませんが、まずはその点が1つ。

もう1つは、先日、少年院で主に30代以下の職員の方々と私たちの職員、学校の先生とか主に30代以下の職員で研修をやったのですが、30代以下の人たちがこれからいろいろなところでキャリアを積んでいくときに、友達のなり方が多分違うのではないかとLINEとかを通じて気軽な相談とかを受ける体制をつくる。20~30代で集まって、上の職域の人たちには端っこで飲むという感じ。交流人口をふやしていく。若いのが良いとは言いませんけれども、これから先まで考えていくと、肩書を背負っていない人間と仲よくなるというのがふえてまいります。

○参加者3 ありがとうございます。

○司会 まだ時間は少々ございますので、質問、御意見はどうでしょうか。

工藤さん、少年院のお話ですけれども、少年院の活動を支えてくれる仲間の獲得と問題の社会化とございましたが、本来はこの辺、少年院のほうがしなければいけない話ではないかと思うのですが、このあたり、こういうスタディツアーでいろいろな人に理解を深めてもらったりとか、開かれた矯正施設というキーワードで頑張っていますが、情報発信が足りないということについて、施設側の雰囲気とか反応はいかがでしょうか。

○工藤氏 ある懇親会の場で、お礼を言われたのです自分たちの外側にこれだけ応援してくれる人、企業さんとかがいると本当に知らなくて、その日はたくさん来ていて、どこを協力できるかを聞かれたが答えられずに悔しい、これだけの応援をもらっている自分たちというのは幸せではないかというのがあって、そういう受け入れをたくさんしていただいて、こんなにたくさんの方が応援をしてくれようとしているのだということが現場の方に伝わってすごくよかったのかな。

その方たちがおっしゃっていたのは、自分たちの中とか同じ業界とか分野の人たちは仲間間で共通点がありまして学会とかありましたが、外の人との接点を自分たちがつくるのは、なかなかできない部分。外から来た人たちと交流をするというのは広がればとおっしゃっていました。できれば仕事というたてつけで外の方と交流できる機会がふえるとお互いにいいかなと思いました。

○司会 ありがとうございます。

この分野については、加害者側の少年に対していわゆるサポートするということで、被害を受けている人もいらっしゃる。そういうわけで、工藤さん自身の組織の中でもいろいろな複雑な思いを抱えている職員がいらっしゃるというお話がありましたし、NPOとしてはなかなか考えながらやっていく。この非行、犯罪防止、再犯防止に対して活動している団体も少ないということ。

○工藤氏 恐らくこの分野はずっと強くやってこられた方がいっぱいいらっしゃると思い

ます。有名なところもいっぱいありますし、職親企業さんとかいろいろあると思うのですが、難しく、そういう子たち、例えばいじめられた経験を持ってきた子たち、どちらかという、そういう子たちをいじめたりした子が同じ場にいるので、すごい難しいのです。昔話とかで嫌な思いをした側と嫌な思いをさせてしまった側が大人になって一緒にいて、あのときは関係ないよねというのはなかなか言えないという部分がある。

一緒にやるというのはとても難しいと思うのですが、大切にしているのは、矯正教育は私たちの仕事ではない。教育を受けさせるのは私たちの仕事ではなくて、それはプロの方にお任せして、仕事とか学業とかを私たちはもともとやっていますので、その部分で力を発揮していきたいです。一方で、複雑な心境を整えていく。今も採用するとき、職員にもし家庭や過去につらいことがあった人間は、業務だからできるという話ではないと思いますので、少し勉強させてもらいながら、職員は入らないとわからないので、そこら辺はもう少し仕事をしながら見ていくのかなと思います。

○司会 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○参加者4 初めのほうの講義で7つの重点課題とその具体的施策の中で、学校との連携ということで非行の未然防止という言葉が出てきましたが、講義の中で省庁横断的にということで、ということは多分文科省などとの話が出てきていると思うのですが、現場で学校の校長などとお話をしていると、はっきり言って、学校の不名誉なことには校長は出さないのです。非行防止などできるのかな。ここら辺、具体的にどういうものをやるのかということをお聞きしたいなと思っています。

○渡里氏 未然防止のところでも検討会の中でも話題になったのは、非行の一因というか背景に家庭の中の虐待であるとか、子供たちの中にいじめとか、家庭が貧困であるとか、そういったところがバックにあるのではないかというような議論がなされまして、非行化してしまった段階でという議論よりも、どちらかという、非行化に結びつかないように困っている家庭に家族を含めてちゃんとサポートをするとか、なかなか学校に来づらくなっているお子さんについて、例えば地域の中でも居場所をつくるとか、そういったところで少し弱い立場になっている家庭とか子供をしっかりサポートしていくというところで検討がなされました。

○参加者4 ありがとうございます。

もう1つ、その文章の中で「学校、地域における」とありますが、地域は具体的にどのようなものをイメージされていますか。

○渡里氏 地域社会の中でも子供に対する支援とか家族に対する相談支援とかあるので、法務省でいえば少年鑑別所が地域援助というのをやっておりますので、何かお困りの場合、若干非行が始まっていてどう対応して良いかというので親御さんから相談を受けた場合に対処をするというようなことをやっていますし、法務省の所管ではないのですが、文科省さんの学習の支援、地域の学習支援ということで、今、事業を始められたと聞いて

おりますので、そうしたところを想定しています。

○参加者4 どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

○参加者5 広範な視点からお話いただきまして、ありがとうございます。質問は、仕事と再犯の関係ということで、実際に仕事についていらっしゃるとかで、例えば以前ついていた仕事と関係あるのか、あるいは協力雇用主さんといった方々に、実際ついていらっしゃる仕事でどうやったら長続きするのかということ。もしかしたら、最初のほうに言及していただいているのかもしれないけれども、お願いします。

○渡里氏 すみません、詳しいデータが手元にあるわけではないのですが、少年の場合でも、もともと雇ってくれていた雇用主さんがもう一回戻ってきて良いよと言ってきてそのまま雇用主さんのところに行かれる場合もあれば、少年院の中で就労支援を受けて新しい雇用主さんのところに働きに出るということもあります。

職種とかどういった場合に長続きするか。その点は十分に分析はできていないのかもしれませんが、これまで、就職できればオーケー、内定が出たからオーケーというようなところで終わってしまっているような感じがあったので、その後、どうやって継続するかとか、一旦就職したところの職種とか職場の雰囲気合わなかっただけで、ほかのところだったらうまくいくのではないかとということも検討されていたところなんです。例えば協力雇用主さんの間で、ここの企業がだめだったときに、次に転職という形で次の協力雇用主さんに雇ってもらうとか、そういう協力雇用主さん同士のネットワークをつくって、1つの職場での定着ではないけれども、職場定着できるようにしていきましょうとか、困ったときには矯正局もコレワークという事業があるのですけれども、企業さんからの御相談を受けたりとか、先ほど御説明した少年鑑別所の地域援助の中でうまく就労ができないということについて相談を受けたときにアドバイスするとか、そういった形でフォローアップをしていこうとしているところです。

○参加者5 ありがとうございます。

○司会 今の点は工藤さん、どうですか。

○工藤氏 私たちは第三者的な支援機関なものですから、若い人がふえて雇用主さんにつなぐとか、出会う機会。基本的には企業さんと若者自身は労使の関係にありますので、労使と無関係な人が間にちゃんと第三者が入って、しばらくの間、コミュニケーションをちゃんととっているほうが1つは継続しやすいということと、もう1つは、円滑にやりやすいという両方あると思います。

というのも、企業ではないのですけれども、若い人側からこれはどうなのだろうということと言わなければいけないときに雇い主に言うというのは、法律がそれを規定しても難しいということもあれば、逆に雇用主が本人に明らかに向いていないとプロが見てわかるときに、向いていないと言って良いか。当然タイプはいろいろあるのですけれども、それ

とは別に続けても合っていないかもというのを直接言うということは、若者本人を傷つける場面と社会的にどうかわからないというものの折り合いになってしまう感じではありますので、その間にうまく入っていくということで、土曜日に一緒にコミケに行くとか、職場でできないと思うのですけれども、1人で行きづらいとか、ソーシャルワーカー、本人の社会関係資本がそこそこ構築できるまでの数カ月から数年の間、第三者としていることが継続と円滑な離職、次への円滑な転職ですので、それは促進するのではないかとはい実践していると思います。

○司会 ありがとうございます。

AとBをつなぐ存在として、コネクティブ・インパクトで集中的にそのあたりをつなぐということで、非常にわかりました。ありがとうございます。

## 閉 会

○司会 それでは、そろそろお時間が近づいてまいりましたので、講師のお二方から一言ずつ、最後にメッセージがありましたらいただきます。

○渡里氏 本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。

私、もともと少年院の教官でして、少年の担任として矯正教育に携わっていましたが、そのころのことを思うと社会復帰支援というところの知識が不足していたかなと思っています。本人を目の前にして教育をして一緒に寄り添ってというところは結構頑張ってるのですけれども、目の前にいる子が社会に戻ったときにどうなるか、どうやって社会につないであげたらいいのか、そのためにここで何をするか。社会にどういう支援体制があるかということについて知識が欠けていたということは、今、こうした仕事をする中で、重要な反省として受け止めています。

こうしたNPOの方ですとか関係省庁のいろいろな取り組みで地域にたくさんの支援体制がありますが、まだ十分に活用できていないかなという思いがありますので、外のことを学んだ上で法務省として中身をどうしていくかというのを引き続き考えていきたいと思えます。また、外に対しては、法務省としてどういうところを助けてほしいのかを具体的にお願ひしていかなければ伝わらないなと感じます。漠然と理解を求めるとか、協力をお願いしただけだと、恐らく何をしたいかわからないということになってしまうので、もう少し法務省としてもきちんと考えて外へも発信していきたいと思えます。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 工藤さん、お願ひします。

○工藤氏 ありがとうございます。

まだ新参者なので大きいことを言える者ではないのですけれども、先ほど申し上げましたとおり、社会は基本的には関心がない。でも、少し知りたくて、少し見てみたいという分野でもあるのだなというのは本当に感じています。その意味では、実際に子供たちを支えていくという活動もそうなのですが、道端を歩いている人たちが応援団になってくれるというのは、地域とか社会という言葉でなくて、隣の何とかさんみたいな人を口説いていくみたいなことを多分やっていかないと、個人が関心を持つには結構遠いのだなということも感じていますので、身近なところでの家族の支援のほうから子供への関心を持ってほしいとちゃんと言って、余り大きいことばかり言って、誰に言っているのかわからないということをしていきたいと思いますと感じています。また皆さんもそういうところにかかわられると思えますので、うちの職員も含めて対応していかなければと思います。

本日はありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。

渡里さん、工藤さん、本日はどうもありがとうございました。

それでは、これで第2回の「青少年問題調査研究会」を終了します。